

○国土交通省告示第百四号

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十四号）の施行に伴い、監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年二月二十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件の一部を改正する告示
監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件（平成七年建設省告示第千二百九十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に改める。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。